

雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する
教育訓練の指定基準の一部を改正する告示案要綱の概要

専門実践教育訓練の対象となる職業実践力育成プログラムについて

指定基準(案)

(課程レベルの要件)

- ① 文部科学大臣が職業実践力育成プログラムとして認定したものであること
- ② 正規課程にあっては1年以上2年以内、履修証明プログラムにあっては120時間以上かつ2年以内であること
- ③ 中長期的なキャリア形成に資するものとして職業能力開発局長が定める基準(※)に該当すること

※ ア) 特定の職業に関する実践的職業能力習得に資するものであること

又は イ) 特定の労働者層(※※)のキャリア形成上の課題に即した就職促進・キャリア形成に資するものであること

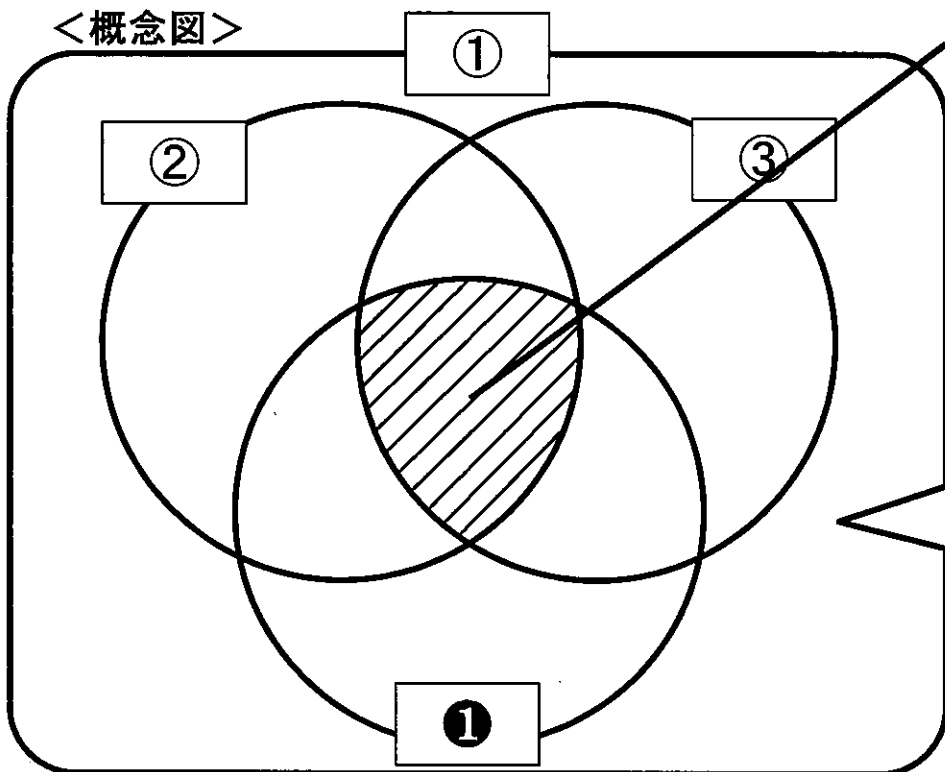
※※ 「特定の労働者層」として、分科会での審議経過等を踏まえ、非正規雇用労働者、子育て女性等を想定

(講座レベルの要件)

- ① 大学院における正規課程にあっては訓練修了後の就職等の状況及び定員充足率の実績(※)、それ以外の教育訓練にあっては訓練修了後の就職等の状況の実績(※)からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるもの

※ 就職(継続)率については80%以上、定員充足率については60%以上であること

<概念図>



上記①～③及び①のすべての要件を満たすプログラムを指定対象とする。

(例)・精密加工・製造分野での先端的な知識・技術の習得を目指す、文科大臣による「職業実践力育成プログラム」の認定を受けた120時間以上の履修証明プログラムで、就職(継続)率が一定率以上のもの

・育児等により離職した女性の再就職を支援する、文科大臣による「職業実践力育成プログラム」の認定を受けた120時間の履修証明プログラムで、就職(継続)率が一定率以上のもの

※ 対象とならないプログラムの例

- 大学院の3年間の博士課程、大学の4年間の正規課程、高等専門学校5年間の正規課程(※正規課程でも2年以内の別科・専攻科は対象となることがあり得る)【②に非該当】
- 起業やボランティアの育成、職業との関わりが限定的な知識・技能の習得を主たる目標としたプログラム【③に非該当】
- 訓練修了後の就職(継続)率が要件を下回る講座【①に非該当】1

専門実践教育訓練指定に係るスケジュール(予定)

	平成27年度							平成28年度
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	平成28年4月
専門実践教育訓練(職業実践力育成プログラム)(厚生労働省)	▼7月23日 第90回能開分科会		▼9月8日 第91回能開分科会		▼9月末 指定基準告示改正		▼1月下旬 指定・不指定の決定(通知発出)	指定講座の開始
	指定希望講座の受付			指定希望講座の調査及び審査				
(参考)職業実践力育成プログラム(文部科学省)	▼7月31日告示公布・施行		公募期間		▼12月頃 プログラムの認定		認定プログラムの開始	
	審査期間							

※ 指定希望講座の受付は、原則、年に2回(4月、10月)実施。

※ スケジュールは現時点の見込み。